

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日時：令和6年9月10日(火) 16:00~17:00

場所：天王寺税務署 2階大会議室

税務署長あいさつ

支部長あいさつ

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 第50回天王寺区民まつりの開催について(別添1)

令和6年10月20日(日)12:00～、五条公園グランドで開催される、天王寺区民まつりに「税の啓発コーナー」を出店します。

前年同様、税金クイズを実施し、参加者にキャラクターバックを配付する予定です。

また、パインアメすくいや1億円体験コーナーの開催を予定しています。

なお、雨天の場合は区民センターでの開催となりますが、ブースが狭いため、署と納税協会のみで対応いたしますので、前日に電話連絡します。

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 事業者のデジタル化の推進について

別添2資料のとおり

3 税の作文の表彰及び作文表彰式の開催について

本年も税の作文を募集しており、前年同様、近畿税理士会天王寺支部長賞の授与をお願いしたく存じます。

中学生:2編、高校生:2編

また、税の作文表彰式を12月12日(木)に天王寺区役所講堂にて、開催いたします。

プレゼンターとして支部長の出席と、来賓として支部役員の皆様の可能な範囲での出席をお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

- 1 キャッシュレス納付の利用拡大について
国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！…別添3
- 2 納税証明オンライン申請の利用拡大について
納税証明はスマホで請求・受取できます！…別添4
- 3 所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分の納期限・振替納税について
納期限・振替日…令和6年9月30日(月)
- 4 個人消費税の中間申告の振替納税について
振替日…令和6年9月30日(月)
- 5 住宅借入金等特別控除証明書の発送について
発送日…令和6年10月下旬予定
- 6 令和6年度納税表彰式について
開催日…令和6年11月11日(月)

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

期限内納付に向けた納付指導

- ・ 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、関与先の皆様に納期限の周知及び期限内納付に向けた納付指導をお願いします。
- ・ 消費税のインボイス制度が導入され、初めて課税事業者となる方もいることから、納税資金の準備に向けた周知及び指導をお願いします。

【周知・指導のタイミング】

課税期間当初	期中において	確定申告前
中間申告や予定納税など、今後の納税手続をお知らせください。	計画的な納税資金の準備について、ご案内をお願いします。	早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします。

(別添5)「税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！」

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

予納制度の利用

予納制度を利用することで、確定申告等により一時に納付する負担や、修正申告等により発生する延滞税の負担を軽減できる場合がありますので、積極的な周知をお願いします。

予納ダイレクト

将来に納付が見込まれる国税について、e-Taxから予納の申出を行い、**課税期間において**、定期的に均等額等を納付することで、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日に納付できる手続です。

(別添6)「予納制度を利用した納税のご案内」

(別添7)「消費税の期限内納付のために、計画的な納税資金の積立てを！」

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

納期限を過ぎた国税の納付手続

期限内納付が困難との申出がある場合は、早期に税務署の徴収担当職員と納付相談を行うよう、ご指導をお願いします。

ダイレクト分納

納期限を過ぎた国税について、あらかじめ分割納付計画を登録することで、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日に納付できる手続です。

事前に税務署の徴収担当職員と納付相談を行い、分割納付計画を確定させた上で利用するよう、周知をお願いします。

(別添8)「国税の分割納付に・・・ダイレクト分納を使ってみませんか？」

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

1 令和6年分確定申告について

2 自宅等からのe-Tax申告の推進(別添9)

- ・ 確定申告はe-Tax(電子申告)で！
e-Taxの5つのメリット
スマホのカメラで源泉徴収票の読み取り
スマホに申告書データの保存が可能！
- ・ マイナンバーカードを使うとさらに便利！
マイナポータル連携で、申告に必要なデータを一括取得し自動入力
マイナンバーカードの2つの暗証番号(4桁・6文字以上)を忘れずに！
⇒ 失念した場合でも、再設定可能

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

3 給与所得の源泉徴収票の提出方法に関する改正について

- ① 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす
- ② 給与所得の源泉徴収票の税務署長へ提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様とする

適用時期：令和9年1月1日以降

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門(資産))

- 1 相続税e-Taxの利用件数(別添10)
- 2 相続税e-Taxの利便性の向上
- 3 相続税申告書の作成からe-Tax送信の流れ
- 4 相続税申告書第11表の様式改訂(別添11)

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

- 1 インボイス制度について(別添12)

令和6年4月以降、事業者の個別の実態や置かれた状況等に応じたきめ細かな対応ができるよう、より一層個別相談を充実させる方向にシフト
⇒ 今後も、毎月、インボイス制度相談会や登録要否相談会を実施
- 2 令和6年分所得税の定額減税について(別添13)
 - ・ 事業所得者・不動産所得者等に対する実施方法は、原則として、令和6年分所得税の確定申告の際に、所得税の額から定額減税額を控除
 - ・ 令和6年11月22日(金) 年末調整説明会開催予定
- 3 添付書類も含めたe-Tax(ALL e-Tax)の推進について(別添14)

「法人税の電子申告は4社に3社が **ALL e-Tax** です!!」

天王寺地区税務協議会
天王寺租税教育推進協議会

第50回・天王寺区民まつり ～税の啓発コーナー～

第50回天王寺区民まつりが開催されます。

天王寺地区税務協議会では、関係団体と共催で「税の啓発コーナー」を開設、来場者に対して税に関するリーフレット等を配布し、税の啓発を行いたいと思います。

○ 実施要領

- 1 日時
令和6年10月20日（日） 午前12時～午後5時
- 2 場所（裏面参照）
五条公園グラウンド（だいしんスポーツガーデンGOJYO）
雨天の場合：天王寺区民センター（前日正午決定）
- 3 参加予定人数（カッコ内は前年参加人数）
15名程度（署4名・税理士会4名・協会3名・青年部4名）
- 4 イベント・催物
税金クイズ・税啓発パンフレットの配布
パインアメすくい・1億円体験コーナー
- 5 配布物
300セット（キャラクターバックに封入）
- 6 集合時間等
 - (1) 集合：11：45 五条公園グラウンド・税啓発ブース
 - (2) 雨天時：前日、午後1時ころ、総務係長から電話連絡
なお、雨天時は、署と納税協会のみで対応します。
 - (3) 服装：私服（協会のハッピー着用）



- 7 実施団体等
【共 催】 天王寺地区税務協議会
天王寺租税教育推進協議会

○ 会場見取り図(五条公園グラウンド) 15 番ブース



○ 雨天時会場(区民センター) 地下鉄谷町線四天王寺前夕陽ヶ丘駅2番出口



デジタル・トランスフォーメーション(DX)

～中小企業にこそデジタル化による業務の効率化を～

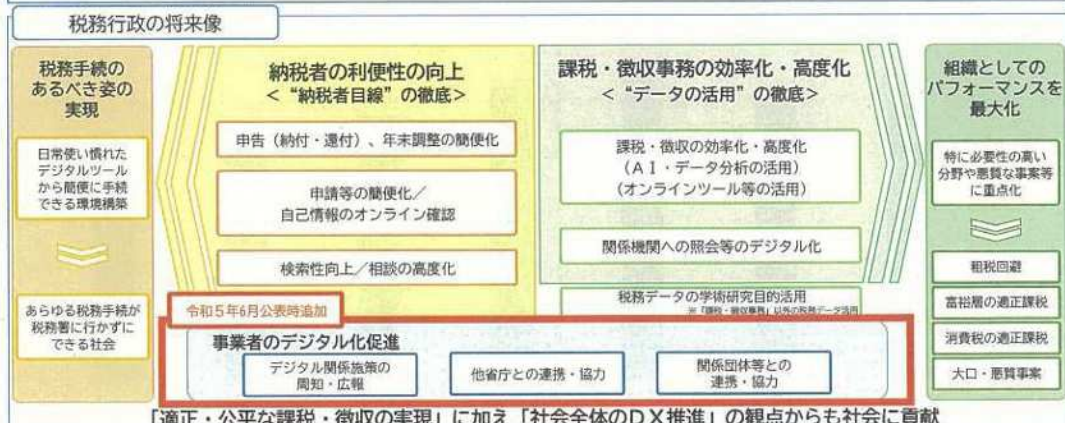
令和6年9月
天王寺税務署 総務課



税務行政のデジタル・トランスフォーメーション -税務行政の将来像 2023-

1 目指す姿と取組の方向性

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献します。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

事業者の業務のデジタル化（概念図）

IV 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。

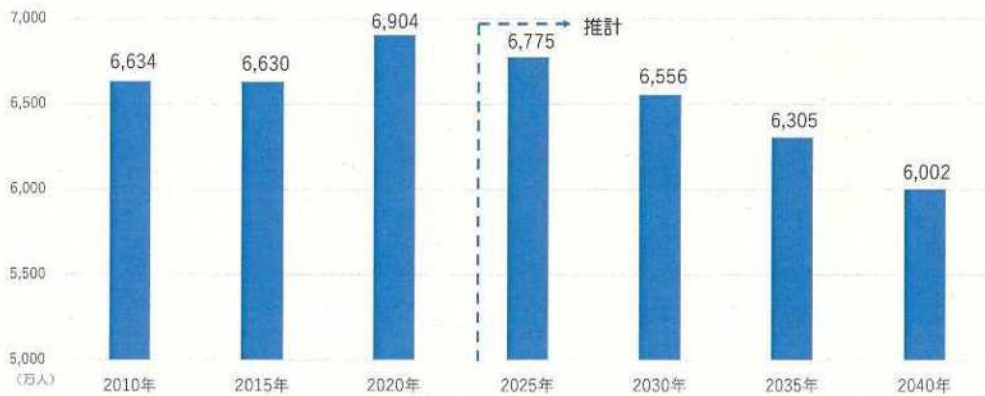


（その他事業者のデジタル化促進のための施策）
・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー・チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

3

中小企業にこそデジタル化による業務効率化が必要

避けられない未来で**労働力人口の減少**に伴い、**生産性向上が必須**
人員に余裕のない中小企業こそデジタル化による生産性向上が不可欠



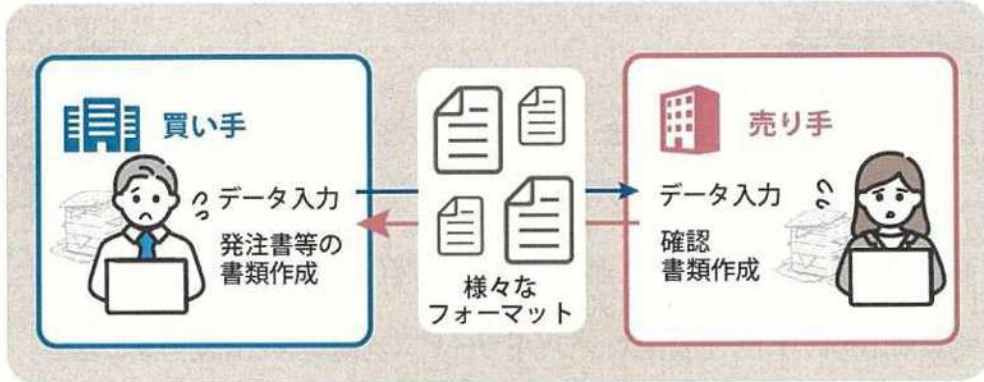
独立行政法人 労働政策研究・研修機構「2023年度版 労働力供給の推計（速報）」

4

デジタル化による一貫した事務処理がなされていない場合

(デメリット)

- ・ 取引先毎にフォーマットが異なり、業務が煩雑
- ・ 転記ミス、入力ミス、書類の紛失等トラブルが発生

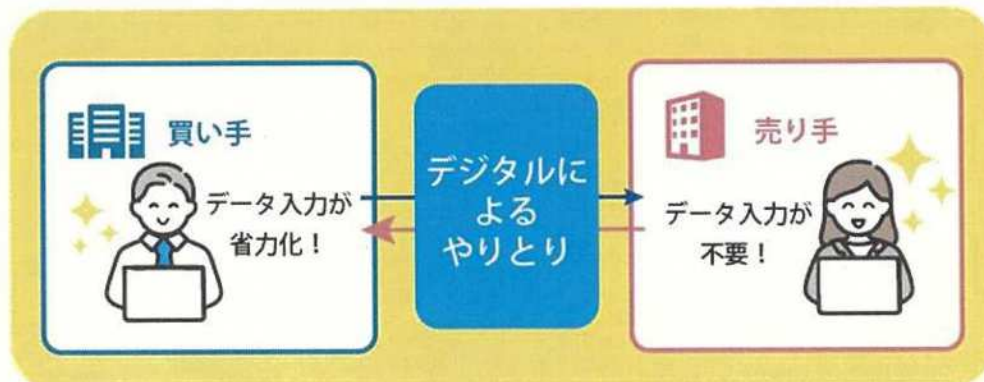


5

デジタル化による一貫した事務処理が実現した場合

(メリット)

- ・ 手作業が減って、煩雑な業務から解放
- ・ ミスが減って業務がスピードアップ
- ・ 本来やるべき業務に集中して売上アップ
- ・ 書類の保存コストが減少



6

ITツールの導入には「IT導入補助金」(中小企業庁)を

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援する補助金

補助対象事業者

中小企業・小規模事業者等

(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業のほか、製造業や建設業等も対象)

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

補助対象ツール

- ◆ 事前に事務局の審査を受け、補助金HPに公開(登録)されているITツール(ソフトウェア、サービス等)が対象。
- ◆ 相談対応等のサポート費用やクラウドサービス利用料等も補助対象に含む。

IT導入補助金とは？

※各枠の申請期限は令和6年8月23日をもって終了。本年中に更に1回の公募を予定。今後の予定など詳細は1枚前のスライド上にあるQRコードから確認。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠 インボイス対応類型	電子取引類型	セキュリティ 対策推進枠
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入
補助上限	ITツールの業務領域が 1~3まで: 5万円~150万円 4以上: 150万円~450万円	①インボイス枠対象経費:同右 ②消費動向等分析経費: 50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて3,000万円まで ③事務費・専門家費:200万円	ITツール: 1機能:~50万円 2機能以上:~350万円 PC・タブレット等:~10万円 レジ・券売機等:~20万円	~350万円	5万円~100万円
補助率	中小企業:1/2	①インボイス枠対象経費:同右 ②・③:2/3	~50万円以下:3/4 (小規模事業者:4/5) 50万円~350万円:2/3 ハードウェア購入費:1/2	中小企業:2/3 大企業:1/2	中小企業:1/2
対象経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用料(最大2年分) 導入関連費	ソフトウェア購入費 クラウド利用料(最大2年分) 導入関連費 ハードウェア購入費	ソフトウェア購入費 クラウド利用料(最大2年分) 導入関連費 ハードウェア購入費	クラウド利用料 (最大2年分)	サイバーセキュリティ お助け隊サービス利用 料(最大2年分)

デジタル化には支援機関のご利用を

大阪市内署の場合

大阪産業局

大阪DX推進プロジェクト

1 DXアドバイザー派遣

事業者の経営課題に応じて、DX推進に向けて経験豊富な専門家を派遣します。

2 DX人材育成(講座)

大阪DX推進プロジェクトではDXに関する様々なセミナーを行うことで、多くの企業が抱える課題解決の機会を提供します。

大阪商工会議所

1 エキスパートバンク

専門家(エキスパート)によるアドバイス
派遣回数:最長5回

2 各種セミナーの開催

年間を通じて、様々なセミナーを開催しています。

9

お気軽にご相談ください

大阪市内署の場合

大阪産業局

大阪DX推進プロジェクト



<https://obdx.jp/>

大阪商工会議所

社務、1人で悩んでいませんか?
ご利用ください!
大阪商工会議所の
「専門家派遣」

①御社を専門家が訪問します。
②秘密厳守。
③利用は無料です。

事業計画を立てたい
ITも活用してマーケティングを強化したい
新分野へ展開したい
Eコマース支援
店舗展開
生産ラインの自動化
給与・人事制度の見直し
販売促進
子会社化

社内で解決できない問題を
専門家に関していませんか?

大阪商工会議所にお任せ下さい!!
ノウハウと実績に自信があります!!



<https://www.osaka.cci.or.jp/jiyou/expert/>

10

IT導入補助金を活用したDX導入事例

11

介護

出所：近畿経済産業局HP
「中小企業によるIT導入・生産性向上の取組事例紹介ページ」

経費をかけても社内一斉にIT導入

有限会社SCC大阪は、訪問介護事業において、訪問業務中に生じる随時時間や、手書き入力による介護記録や帳票の作成の手間など、非効率な業務をなんとかしたいと考えていた。そのようななか、税理士法人が主催する勉強会に参加し、ITで業務効率化できた事例発表を聞いたことがきっかけで、IT導入を本格的に検討することとなった。

IT導入で効果があった同業企業の情報収集を重ね、社長がITの必要性を社員一人一人に丁寧に説明することでIT導入を進めていった。今では社員が積極的にITの活用方法を提案する良い文化が生まれた。

IT導入のここがポイント！

社長のリーダーシップにより、現場社員への丁寧な説明を徹底

社長が社員一人一人と1ヶ月かけて面談を行い、ITの必要性やIT化による職員の待遇への反映について、丁寧に説明した。IT導入後は、チャットを利用して社長が全社員に毎日メッセージを発信し、社長の思いを伝えるなど、社内のコミュニケーションを大事にしている。

社員が楽しみながらIT化に取り組む

60代のベテラン社員が積極的に楽しみながら取り組んだことで、周りの社員も触発されて社内でのIT活用が進んだ。ITに慣れることでチャレンジの気持ちも社員にも芽生えており、今ではチャットで社員間の連絡を取り合い、独自の工夫を行いさらに業務効率化が進むようになった。

ITは必要経費と認識し、社内で一斉導入

予算の都合で段階的に導入してしまうと、社員間でIT化への温度差が生じてしまう。そのため、IT導入コストは必要経費と認識し、他の経費の削減努力を行うことで、全社員分のタブレット・スマートフォンを導入し、全員が一斉に使用する環境を整備した。

IT導入の効果

- 月末の残業時間を削減。 ○ 1月あたり8~9休を確保できるようになり、有給休暇も取得できるように。
- ペーパーレス化により、用紙代・コピー代を削減や、書類を探す時間も不要に。
- 業務効率化で利用者と接する時間が増え、提供サービスの質が向上。



社員同士で効果的・使い方を相談



社員も楽しみながらITを活用

【企業概要】：有限会社SCC大阪 住所：大阪府松原市上田2-1-3 2丁目五島ビル

12

IT導入と現場社員の改善活動との相乗効果できめ細かな接客を実現

株式会社MANPAは、部署間の連絡などに効率的な手法がないか模索していた。そんなとき、同業で親交の深い先輩経営者から、ホテル旅館向けの予約・会計・顧客管理システムを活用した業務効率化の取組事例を教えてもらい、同様のシステムを導入することとした。

IT導入により、予約情報や顧客情報の入力など作業を効率化するとともに、予約内容の変更や顧客毎の制約条件について、スタッフ間の「言った・言わない」のトラブルが減った。また、IT導入をきっかけに、フロントや客室、レストランなどに関する様々な業務や手順について、社員が自ら改善提案を積極的に行うようになった。社員の創意工夫により、誰がどの業務を担当しても、ミスなく、かつ、きめ細かな接客を行うことができるようになり、顧客満足度を高め、宿泊客のリピート率も向上している。

IT導入のここがポイント！

▶▶ 宿泊客の要望を瞬時に共有することで、接客の質も向上

宿泊客の食事や部屋の情報をサイネージで一元化することにより、予約変更や細かい要望等の情報を、社員が瞬時に共有できるようになった。これまでの手書きでの情報共有に比べて、情報伝達時間が減少し、ミスも減り、接客にかけられる時間が短縮されたことにより、顧客満足度向上につながった。

▶▶ 経営者が社員に任せ、社員が自ら改善活動を行う好循環

同社は20～30代の若手社員が多く、社長は現場業務を社員にできる限り任せている。社員は限られた時間や人数で効率的に業務を進めるため、自主的に改善活動を行っており、様々な業務の改善提案を積極的に行っている。

誰がどの業務を担当しても無駄なく質の高い接客ができる工夫が、社員自らの手であらゆる現場に施されている。

▶▶ 宿泊客・会社・社員の「三方よし」の目標を社内で共有

宿泊客・会社・社員の「三方よし」の目標を立てて、生産性向上の取組の達成度の見える化を行った。

具体的には、「宿泊客」の口コミの満足度評価ポイントが一定以上であること、「会社」の利益が年間一定以上であること、「社員」の収入・取得休暇日数が一定以上であることなどを達成できるよう、社内で目標を共有し、社員それぞれが日々の業務に取り組んでいる。これにより、社員の努力が働き方改革につながり、従業員満足度も向上している。

IT導入の効果

- 予約内容の変更等の情報を瞬時に社員間で共有できるため、「言った・言わない」のトラブルが減り、顧客満足度向上につながっている。
- 社員が生産性向上につながる改善提案を積極的に行うようになった。



サイネージで宿泊客の情報を瞬時に共有

【企業概要】株式会社MANPA 住所：和歌山県和歌山市新和歌浦2-10

グループ全体でIT化を推進。社内業務の自動化を進め、大幅な業務効率化を実現！

株式会社アーツは、1996年3月に設立された企業で、グループ会社の、くつろぎホーム株式会社、株式会社羽倉、を合わせた3社で、コミュニケーション・メディア事業、ギフト・記念品事業、住宅リフォーム事業、オリジナルバッグ事業の5事業を展開している。Webを軸に、お客様の暮らしに豊かさや潤いを届けることを目指し、設立当初から積極的にIT化を進めている。グループ会社全体での業務効率化を推進し、特に年賀状印刷サービスは「WEB受注において、5年連続日本一※」を達成している。 ※調査：日本印刷業協会調査(2020.2調べ)2015.10～2020.1迄

▶▶ IT化への取り組み

同社では、設立当初よりDX化に取り組みしており、自社内に開発部署を設置してWeb、ECサイトを構築するなど、ITを積極的に活用して事業を展開している。社長のリーダーシップのもと、社内へのIT導入により、作業時間の大幅な短縮等を実現し、業務効率化に成功している。

▶▶ ITツール選定のポイント

導入するITツールは「理想の形をイメージした上で、現在のギャップを埋めることができるもの」を選んでいる。選定に当たっては、自社業務をシステムに合わせることを前提に検討し、システムを自社業務に合わせようとはしていない。その結果、ITツールの導入がきっかけで、社内業務の見直しや改善に繋がっている。さらにIT導入後のシステム運営等にトラブルがなく、円滑に業務効率化を進めることが可能となっている。

▶▶ 自動化を目指したITの活用

「できる限り社内業務を自動化する」という方針の下でIT化を進めており、IT導入補助金を活用し、人事・給与システムと経理処理システムを導入した。ともに省力化を意識したツールを選定したところ、大幅に業務の効率化が進んだ。

人事・給与システムでは、これまで別々に作業していた勤怠管理と給与支払を連動させ、手作業で行っていた業務をすべて自動化したことにより、担当者の作業時間を大きく削減できた。

また経理処理システムの導入で、取引先のデータの自動作成、仕訳ができるようになったことで、手入力のミスがなくなり、確認にかかっていた作業時間も短縮できた。さらに電子保存法・インボイス対応により、ペーパーレス化も実現している。グループ会社全体で運用することで、業務効率化をより効果的に進めている。

IT導入の効果

- 人事・給与システム、経理システムの導入により、手作業で行っていた業務を自動化。担当者の作業時間を大幅に削減し、ペーパーレス化を実現！
- グループ会社全体への導入で、グループ間の連携がスムーズになり、業務効率化を更に推進！

【企業概要】株式会社アーツ 住所：大阪府吹田市垂水町3丁目7-18



事業拡大を数回創業55周年を越えた



簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- e-Taxを利用している方
- 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付する**手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、複数の預貯金口座を選択(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が追加されました！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能**です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

▼詳細はこちら



振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付する**手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」(※1)
②「消費税及び地方消費税(個人事業者)」(※2)
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分、予定納税(1期、2期)分が対象です。
※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版)
マニュアル2,392KB

▼オンライン提出(SP版)
マニュアル3,064KB

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

こんな方におすすめ！

Pay払いを利用している方

▼こちらから決済専用サイトにアクセスできます



スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

インターネットバンキング等からの納付

こんな方におすすめ！

インターネットバンキングを利用している方

近くに金融機関のATMがある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方におすすめ！

クレジットカードを利用している方

▼こちらからお支払サイトにアクセスできます



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

キャッシュレス納付以外の便利な納付方法

コンビニ納付
(QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこちら



▼e-Taxホームページ



▼e-TaxソフトWeb版
個人の方



▼e-TaxソフトWeb版
法人の方



納税証明書は スマホで 請求・受取 できます!



納税証明書 (PDF) は、お手持ちのスマートフォン等からe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

オンラインで

請求から受取までの流れ

ステップ 1 自宅・オフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択。※e-Taxを初めてご利用になる
場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate>



ステップ 2 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与。



マイナンバー
カードが
必要です!

ステップ 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。
インターネットバンキング等で手
数料納付後、納税証明書データを
ダウンロードできるようになります。



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手順の仕方はこちらから

<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm>



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取



STEP
01



自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

STEP
02



委任状

税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類 (運転免許証など) ※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど) ※2

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類 (運転免許証など) ※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し ※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
※2 個人の方の請求の場合、必要です。

STEP
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら
手数料が
おトク!!

STEP
04



納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取



請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。
※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、次の外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)
がご利用いただけます。
詳しくは、各申請手続のホームページをご覧ください。

デジタル庁 調達ポータル

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>



国土交通省 建設業許可・経営事項審査電子申請システム

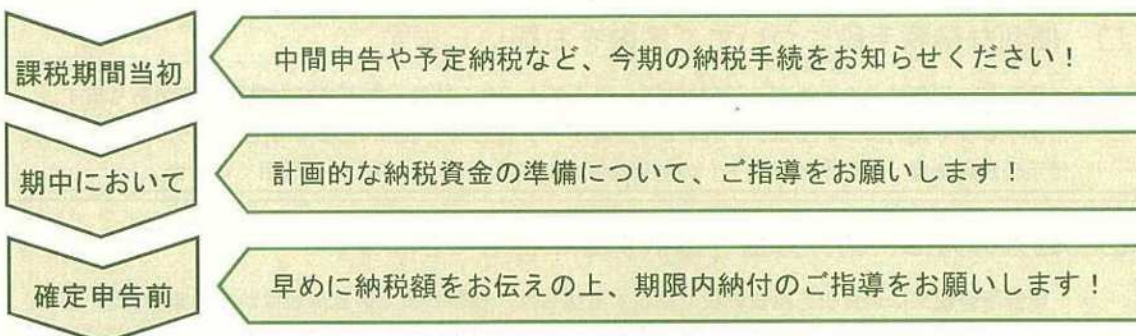
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！



課税期間の当初における納付指導

- 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。
- 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。
 - ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
 - ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

- 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。
 - ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。
- ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。
 - ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

期限内に納税が難しい場合は・・・



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ ダイレクト納付については、e-Taxで申告等データを送信する際に必要事項をチェックするだけで、納付手続が可能な「自動ダイレクト」の利用を開始しましたので、併せてご活用ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

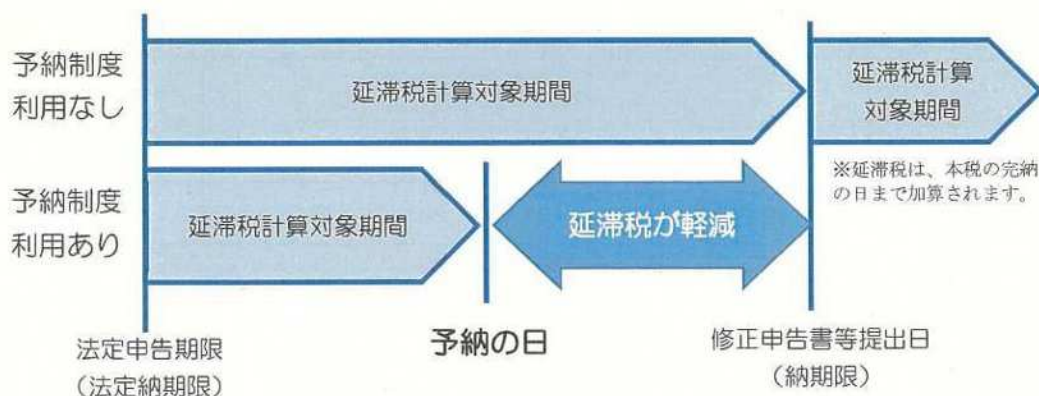
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定申告期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少なくなります。
- 2 法定申告期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少なくなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。



国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

電話番号 _____

氏名又は法人名 _____

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考
			円	
予納する理由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。
- 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当了後の残額については還付されません)。

※税務署整理欄	担当部門										
	整理番号										



R6.6

《記載例》

国税の予納申出書

令和 〇 月 〇 日



所轄の税務署名を書いてください。

〇〇 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所 (所在地)

住所 (又は居所)、電話番号、
氏名 (又は法人名) を書いてください。

T市〇〇町〇—〇
電話番号
××× (△△△) 〇〇〇〇
氏名又は法人名
国税 太郎

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予納する国税															
税 目	年分 (事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 額	備 考											
消費税及び地方消費税	令〇.〇.〇~ 令〇.〇.〇 修正申告	令〇.〇.〇予定	円 1,234,500												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 予納する国税の税目、年分、申告区分、納期限及び税額を書いてください。 </div>															
予納する理由	(令和 〇年 〇月 〇日申告書等提出予定) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 予納する理由を書いてください。 </div> (例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。														
【予納に当たっての留意事項】 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前 (納期限前) に、その還付を求めることはできません。 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます (充当した後の残額については還付されません。)。															
※税務署整理欄		担当 部 門													
		整理 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、
基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには「予納ダイレクト」が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
定期的均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、
安心! 確実!



定期的
均等額を予納すると...



最後の納付が
少なくて済んだわ!

差額も
ダイレクト納付!

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税
(資金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の製造に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する納税額の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%							
年間課税売上高	各月売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

※上記積立目安月額額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

インボイス発行事業者の方!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高 万円	売上税額 万円	年間税額 万円	積立目安 月額 万円
500	50	10	0.9
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



国税の分割納付に…

ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を管理するのが大変…

毎月、税務署や銀行の窓口に行く時間がない…

現金を用意するのが面倒…



ダイレクト分納って、何？

納期限を過ぎた国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。ご利用にあたっては、事前に徴収担当との納付相談が必要です。

メリットは？

- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 納付予定日をリマインド(メール)によりお知らせ



- ◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)
- ◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。
- ◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。
- ◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

ダイレクト分納のイメージ



詳しくはコチラ >>

納税が困難な方へ

検索



計画的な納税を検討されている方は、裏面へ！

1年前から毎月納付するなど、
計画的に納付できる制度も！

それは

予納ダイレクト

予納ダイレクト
って、何？

将来に納付が見込まれる国税を、
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、
指定した期日に、予(あらかじめ)め納付できる手続です。

メリットは？

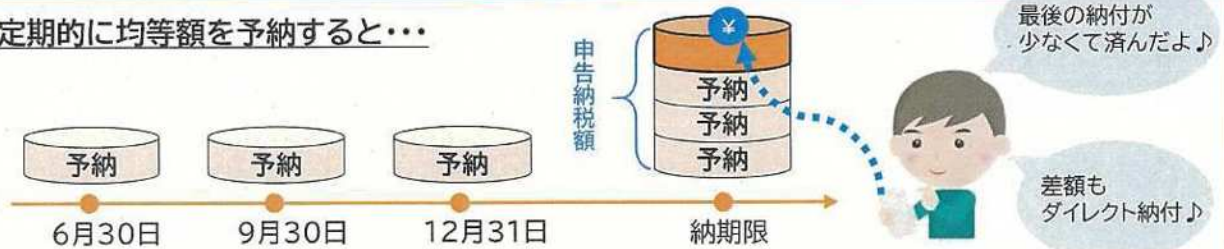
- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

予納できる
期間は？

例えば、令和5年分の確定申告分については、
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1

e-Taxに
ログイン！



STEP2

予納の申出を
選択！



STEP3

税目や予納額を
入力し、引き落
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >> 予納ダイレクト

検索



確定申告はe-Tax(電子申告)で!

マイナンバーカードを使うとさらに便利!

e-Taxの5つのメリット

自宅から



申告
可能

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

申告書のデータ



取得
可能

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付!

書面提出の場合は

1か月～1か月半程度で還付

◆確定申告書等作成コーナーを利用すると… 自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



注目!



作成コーナー

◆さらに、マイナンバーカードを利用すると… マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

マイナポータル連携について詳しくはこちら

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

ご用意いただくものは、裏面をご覧ください▶▶▶



作成できる申告書

所得税の申告書

消費税の申告書

青色申告決算書・収支内訳書

贈与税の申告書

※令和7年1月上旬に確定申告書等作成コーナーで公開予定

ご準備いただくもの

マイナンバーカード



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください!!

マイナンバーカードの**2**つの暗証番号

※マイナンバーカード発行時に設定した以下の暗証番号が必要です

- ①署名用電子証明書
(英数字6文字以上16文字以下)
- ②利用者証明用電子証明書
(数字4桁)

マイナンバーカード読取対応のスマホ
(又はICカードリーダライタ)

マイナポータルアプリのインストール



～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内!



- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答!



税務職員ふたば

税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください



国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】


メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に向く必要がなく、郵送料・印刷代(紙代)・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ!

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8 MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者(相続人等)の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

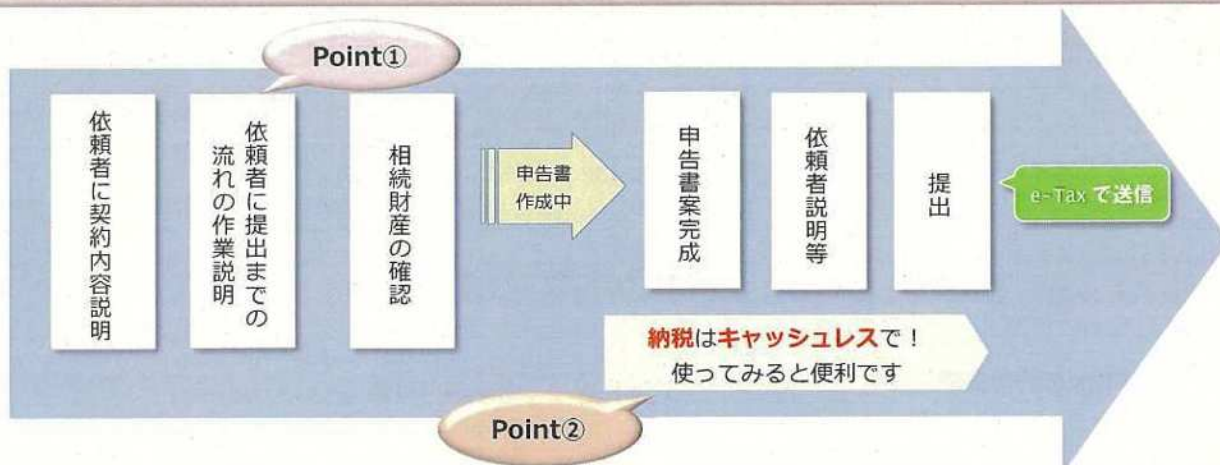
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!
閲覧は
こちらから



申告・納税は e-Tax で 相続税申告書の作成から e-Tax 送信の流れ



Point① まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等)全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の
詳細はこちら

Point② 申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「自動ダイレクト」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクト
の詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直しで、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。**
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの
收受日付印の押なつ
の見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)



相続税申告書第11表の様式改訂

【相続税がかかる財産の明細書】



概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、**各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化**し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、**相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割**するなどの改訂を行うこととしました。

～4種類の様式に分割し、合計表を追加～

第11表

第11表（合計表）

第11表の付表1（土地・家屋等用）

第11表の付表2（有価証券用）

第11表の付表3（現金・預貯金等用）

第11表の付表4（その他の財産用）

相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。

相続税e-Tax
特設サイト



開催日程一覧表(登録要否相談会及びインボイス制度相談会)

- 現在、開催が予定されている登録要否相談会及びインボイス制度相談会は以下のとおりです(今後、随時更新することを予定しておりますので、適宜ご確認ください。)
- 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている場合には、該当の相談会に申し込みをさせていただきます。
- なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性があります。
- 事前申込の必要がない相談会につきましても、混雑の状況等により、参加いただけない場合があります。
- 以下の実施日以外にも随時、相談予約を受け付けていますのでお気軽に最寄りの距離等にご連絡ください。

開催日時		主催者	開催場所		相談会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等				
R6.9.20	13:00~16:30	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目1番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開始時間は各回1時間程度となります。) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開始時間は各回1時間程度となります。)	【要事前予約】 9月18日(水)17時までにお電話等でご予約をお願いします。	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.9.20	13:00~16:30	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目1番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	インボイス制度相談会 (インボイス発行事業者の登録がお済みで、インボイス制度の概要から業務的な内容まで、各種お悩みを相談したい方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開始時間は各回1時間程度となります。)	【要事前予約】 9月18日(水)17時までにお電話等でご予約をお願いします。	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.10.18	13:00~16:30	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目1番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開始時間は各回1時間程度となります。)	【要事前予約】 10月18日(水)17時までにお電話等でご予約をお願いします。	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.10.18	13:00~16:30	天王寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目1番25号 (天王寺税務署内相談ブース)	インボイス制度相談会 (インボイス発行事業者の登録がお済みで、インボイス制度の概要から業務的な内容まで、各種お悩みを相談したい方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開始時間は各回1時間程度となります。)	【要事前予約】 10月18日(水)17時までにお電話等でご予約をお願いします。	天王寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	

開催日程一覧表(登録要否相談会及びインボイス制度相談会)

- 現在、開催が予定されている登録要否相談会及びインボイス制度相談会には以下のとおりです(今後、随時更新することとを予定していますので、適宜ご確認ください。)
- 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている場合には、該当の相談会の連絡先にお電話等でご事前申込をお願いします。
- なお、申込み状況等により、「ご希望に添えない可能性があまりない」と表示されている場合も、混雑の状況等により、参加いただけない場合があります。
- 事前申込の必要がない相談会においても、混雑の状況等により、参加いただけない場合があります。
- 以下の実施日以外にも随時、相談予約を受け付けていますのでお気軽に希望の日に登録してください。

開催日時		主催者	開催場所		相談会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間		地番、建物名 郵便番号等				
R6.11.22	13:00~16:30	天三寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 :天王寺税務署内相談ブース)	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け) ※相談時間は各回30分程度となります(相談開始時間をご予約の際にご案内します。)	【要事前予約】 11月20日(水)17時までにお電話等 でご予約をお願いします。	天三寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.11.22	13:00~16:30	天三寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 :天王寺税務署内相談ブース)	インボイス制度相談会 (インボイス発行事業者の登録がお済み なで、インボイス制度の概要から実務 的な内容まで、各種お悩みを相談した い方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開 始時間はご予約の際にご案内します。)	【要事前予約】 11月20日(水)17時までにお電話等 でご予約をお願いします。	天三寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.12.13	13:00~16:30	天三寺税務署	〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 :天王寺税務署内相談ブース)	登録要否相談会 (登録の要否を悩まれている方向け) ※相談時間は各回30分程度となります(相談開始 時間をご予約の際にご案内します。)	【要事前予約】 12月11日(水)17時までにお電話等 でご予約をお願いします。	天三寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	
R6.12.13	13:00~16:30	天三寺税務署	〒543 0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目 11番25号 :天王寺税務署内相談ブース)	インボイス制度相談会 (インボイス発行事業者の登録がお済み なで、インボイス制度の概要から実務 的な内容まで、各種お悩みを相談した い方向け) ※相談時間は各回1時間程度となります(相談開 始時間はご予約の際にご案内します。)	【要事前予約】 12月11日(水)17時までにお電話等 でご予約をお願いします。	天三寺税務署 (代表電話) (06-6772-1281) 個人事業者の方は 個人課税第1部門 法人事業者の方は 法人課税第1部門	

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

このリーフレットでは、定額減税の概要についてご案内いたします。

なお、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)では国税庁が提供する定額減税に関する様々な情報を入手・閲覧できますのでこちらもご覧ください。



国税庁ホームページ
定額減税特設サイト

定額減税の概要

定額減税とは

「定額減税」とは、あなたとあなたの扶養親族などの人数により算出される定額減税額を令和6年分の所得税額及び個人住民税所得割額から差し引くことにより、所得税及び個人住民税の負担を軽減する特例措置をいいます。

定額減税額	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族（注1、2）	1人につき3万円	1人につき1万円

※ 本人、同一生計配偶者及び扶養親族はいずれも、居住者（後述）である方に限ります。

定額減税は、控除できる所得税額及び個人住民税所得割額がある方が対象となります。なお、定額減税額がその人の所得税額や個人住民税所得割額を超える場合には、それぞれその税額を限度として控除されます。

また、所得税額や個人住民税所得割額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご確認ください。



内閣官房「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」

（注1）同一生計配偶者とは、令和6年12月31日（納税者が年途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色申告者の事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、年間の合計所得金額（後述）が48万円以下の人をいいます。

（注2）扶養親族とは、令和6年12月31日（納税者が年途中で死亡し、又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、納税者と生計を一にする親族（配偶者及び青色事業専従者等を除きます。）で、年間の合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

所得税の定額減税の対象となる方

令和6年分の所得税に係る合計所得金額（注1）が1,805万円以下である居住者（注2）の方が対象です。

※ 給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（注3）である方です。

（注1）合計所得金額とは、純損失や雑損失などの繰越控除の適用がないものとして計算した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、特別控除前の土地建物等の譲渡所得や株式等譲渡所得などの合計額をいいます。

（注2）居住者とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所がある個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象とはなりません。

（注3）年齢23歳未満の扶養親族を有する方や、本人が特別障害者に該当する方又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方が「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」の適用を受ける場合には、2,015万円以下となります。

所得税の定額減税の実施方法については裏面をご覧ください→

所得税の定額減税の実施方法

定額減税は、所得の種類などに応じて、原則として次の方法により実施（控除）されます。

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の給与等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。
※ 各人の定額減税額は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等に基づき決定します。
令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以後、年末までに扶養親族等の情報に異動があった場合には、年末調整又は確定申告で調整を行います。

公的年金等受給者に対する実施

- 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税額に相当する金額が控除されます。
- 令和6年6月の公的年金等に係る源泉徴収税額から控除しきれなかった場合は、以後令和6年中に支払われる公的年金等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

事業所得者・不動産所得者等に対する実施

《確定申告における控除》

- 原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に、所得税の額から定額減税額を控除します。

《予定納税における控除》

- 予定納税の対象となる方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）^{（注）}から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されます。

（注） 特別農業所得者（農業所得の金額に係る一定の要件を満たすものとして申告等をしている方）については、第2期分予定納税額（11月）となります。

- 同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により第1期分予定納税額又は（第1期分予定納税額から控除をしなくてもなお控除しきれない部分の金額が）第2期分予定納税額から控除されます。

	減額申請の期限	納期限（振替日）
第1期分予定納税	令和6年7月31日（水）	令和6年9月30日（月）
第2期分予定納税	令和6年11月15日（金）	令和6年12月2日（月）

- 確定申告の際には、予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

チャットボットのご案内（R6.5末現在）

- ▶ 税務相談チャットボット
所得税などのご質問に
「[税務職員ふたば](#)」が回答します。



税務職員ふたば



- ▶ 国・地方共通相談チャットボット（デジタル庁・総務省）
個人住民税などのご質問に
「[Govbot（ガボット）](#)」が回答します。



gabotan



法人税の電子申告は 4社に3社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。

ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減

法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は **74.1%**（令和4年度）です。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「[国税庁動画チャンネル](#)」
に動画を掲載しています。

YouTube
「[国税庁動画チャンネル](#)」



※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

Check



財務諸表データの作成方法

〔「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応〕

パターン① ソフト間に互換性がある



税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。
作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

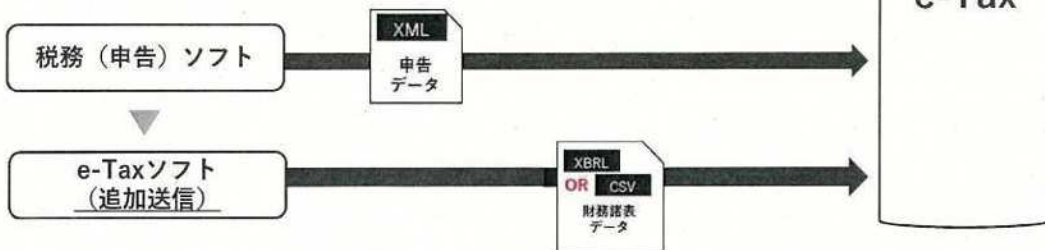


財務諸表データのe-Tax送信方法

パターン① 申告データと同時送信



パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**を
ご覧ください。

財務諸表データの送信

